

別表第1-1 (第3条及び第5条関係)

1 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

工事内容 部位	対象となる改修工事		モデル工事費		備考
	工事種別	工事規模	省エネ基準	ZEH水準	
窓	ガラス交換	1.4 m ² 以上	72,000 円/枚	96,000 円/枚	個所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助
		0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満	48,000 円/枚	72,000 円/枚	
		0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満	24,000 円/枚	24,000 円/枚	
	内窓設置 (内窓交換を含む)・ 外窓交換	2.8 m ² 以上	184,000 円/箇所	248,000 円/箇所	工事規模欄の数值はサッシ枠の枠外寸法とする
		1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満	144,000 円/箇所	192,000 円/箇所	
		0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満	120,000 円/箇所	160,000 円/箇所	
ドア	ドア交換	開戸：1.8 m ² 以上 引戸：3.0 m ² 以上	272,000 円/箇所	360,000 円/箇所	工事規模欄の数值は戸枠の枠外寸法とする
		開戸：1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満	240,000 円/箇所	320,000 円/箇所	
		引戸：1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満			
仕様 (それぞれにつき各号のいずれかに該当すること。)					
省エネ基準	(1) 国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」において開口部の改修(「断熱等」の機能を有するものに限る。)に型番登録された建材であること (2) カタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できるもの				
ZEH水準	(1) 「子育てエコホーム支援事業」において開口部の改修(「断熱等」の機能を有する者に限る。)に型番登録された建材のうち、一戸建ての住宅においては性能区分B以上、共同住宅においては性能区分C以上であること (2) カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもの				

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

工事内容 部位	断熱材の区分		モデル工事費		備考	
			省エネ基準	ZEH水準		
外壁	A~C	A~C区分： 熱伝導率(W/m・K) 0.052~0.035	149,000 円/m ³	201,000 円/m ³	断熱材の区分により モデル工事費を区別する	
	D~F		224,000 円/m ³	302,000 円/m ³		
屋根・ 天井	A~C		53,000 円/m ³	72,000 円/m ³		
	D~F		91,000 円/m ³	123,000 円/m ³		
床	A~C		D~F区分： 熱伝導率(W/m・K) 0.034以下	184,000 円/m ³		245,000 円/m ³
	D~F			276,000 円/m ³		368,000 円/m ³
仕様 (それぞれにつき各号のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等がそれぞれの仕様基準に適合すること)						
省エネ基準	(1) 「子育てエコホーム支援事業」において登録されている建材であること (2) カタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できるもの					
ZEH水準	(1) 「子育てエコホーム支援事業」において登録されている建材であること (2) カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもの					

2 設備の効率化に係る工事

エコ住宅設備の種類 ※1	適用		モデル工事費 (省エネ基準 ・ZEH水準 共通)	仕様・備考
	省エネ基準	ZEH水準		
太陽熱利用システム	○	○	452,000 円/戸	「子育てエコホーム支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 強制循環式のもので、JIS A 4112 : 2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113 : 2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)
高断熱浴槽	○	○ ※2	416,000 円/戸	「子育てエコホーム支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS A5532 : 2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯器			263,000 円/戸	「子育てエコホーム支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS C 9220 : 2018 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上であること。 給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A 705)が102%以上であること。
電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	○	○ ※3		
潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	○	○ ※3		
潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)	○	○ ※3		
ヒートポンプ・ガス瞬間併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)	○	○		
節湯水栓	○	○ ※4	57,000 円/台	「子育てエコホーム支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS B 2061 : 2017 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。 ※ZEH水準にあつては、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓に限る。
燃料電池システム (エネファーム)	○	○	—	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。 (燃料電池発電ユニットの後付けも可)
コージェネレーション設備	○	○	—	ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。
蓄電池	○	○	—	ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。
LED照明	○	○	—	工事を伴うものに限る。

- ※1 節湯水栓については、設置を行った台数分を補助する。それ以外の設備については、設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とする。
- ※2 「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと節湯水栓(浴室シャワー水栓に限る。)と3つセットの場合に限る。(既設も可)
- ※3 節湯水栓(浴室シャワー水栓に限る。)と高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。(既設も可)
- ※4 浴室シャワー水栓で、「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。(既設も可)

別表第1-2 (第3条関係)
地震に対する安全性の確認方法

事業の種類		それぞれにつき各号のいずれかに該当すること
全体改修 (床面積が300㎡超 の木造住宅)	Z E H 水 準	(1) 構造計算により構造安全性が確かめられたもの
全体改修 (床面積が300㎡ 以下の木造住宅)		(1) 構造計算により構造安全性が確かめられたもの (2) 国土交通省において定める木造建築物における省エネ化等 による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準 の適合により構造安全性が確かめられたもの
全体改修 (上記以外の住宅) ・部分改修	・ Z E H 水 準 省 エ ネ 基 準	(1) 昭和56年6月1日以降に着工されたもの (2) 耐震診断(平成18年国土交通省告示第184号別添(大臣 が同等と認めた方法を含む))により構造安全性が確かめられた もの (3) 省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの

別表第2 (第6条関係)
対象住戸当たりの補助金の額

区分		補助金の額
省エネ診断		補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額。ただ し、12万円を限度とする。
省エネ化のための計画の策定 及び住宅の省エネ改修	省エネ基準	補助対象経費の額に5分の2を乗じて得た額。ただ し、30万円を限度とする。
	Z E H 水 準	補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額。ただ し、70万円を限度とする。

別表第3 (第7条、第12条関係)

書類一覧

区分	省エネ診断	計画策定・省エネ改修	名称	備考
交付申請 (第7条関係)	○	○	刈谷市民間住宅省エネ改修等補助金交付申請書 (様式第1号)	
	○		住宅の省エネ診断 補助対象事業費 内訳書 (様式第1号別紙1)	
		○	(省エネ基準の場合) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書 (様式第1号別紙2)	いずれか一方
			(ZEH水準の場合) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書 (様式第1号別紙3)	
		○	建築確認済証写又は建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類	建築確認済証の写し、 台帳記載事項証明等
	○	○	位置図(住宅の配置が分かる住宅地図等)	
		○	改修する部屋、改修する部位、補助対象の建材・設備等を表示した関係図面	平面図、立面図、断面 図等
	○		見積書の写し等の省エネ診断に要する経費が確認できる書類の写し	補助対象事業費とそ れ以外が分かるもの
		○	省エネ改修工事に係る見積書 (省エネ改修に係る費用及び補助対象の建材、設備等の内訳、仕様等が確認できるもの)の写し	補助対象事業費とそ れ以外が分かるもの
		○	(全体改修の場合) BELSによる評価等を受けていることを証する書類 (交付申請時点でBELSによる評価等の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式)	
		○	(ZEH水準を満たす全体改修と併せて構造補強工事を実施する場合) 第3条第2号ア(ウ)a又はbのいずれかに該当することが確認できる書類	壁量計算書、構造計 算書等
	○	○	住宅の所有者が分かる書類	登記事項証明等
	○	○	現況写真等 (省エネ診断の場合は全景写真、省エネ改修の場合は全景写真及び改修する部位の写真)	
		○	別表第1-2に定める方法により地震に対する安全性が確認できる書類又は本工事に併 せて耐震改修を行うことが確認できる書類	耐震改修費等補助金 交付決定通知書等
○	○	その他、必要に応じて市長が指定する書類		
完了実績報告 (第12条関係)	○	○	刈谷市民間住宅省エネ改修等補助事業完了実績報告書 (様式第7号)	
	○	○	請負契約書写	
	○	○	領収書写	代理受領の場合は、 補助金の額を控除し た金額
	○		(BELSによる評価等を受けるために必要な費用を補助対象経費とした場合)BELSによる評価 等を受けていることを証する書類	
		○	工事施工中の写真	
		○	工事完了後の写真(仕様が分かる写真(製品型番号など)を添付)	
		○	施工チェックリスト (様式第7号別紙)	
		○	出荷証明書	
○	○	その他、必要に応じて市長が指定する書類		